

ねんきん定期便

「ねんきん定期便」の概要

事業の目的

ねんきん定期便については、国民年金法等の規定において、「被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知する」と法定化された事業である。この事業は、年金制度に対する国民の理解・増進と、年金記録に関する国民の確認を目的としている。

※法律根拠規定 国民年金法第14条の5、厚生年金保険法第31条の2

事業概要

国民年金及び厚生年金保険の被保険者全員に、毎年誕生月に保険料納付実績や将来の年金の給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせする。(平成21年度から実施)

- ① 年金加入期間
- ② 年金見込額
- ③ 保険料の納付額
- ④ 年金加入履歴
- ⑤ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況
- ⑥ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額

〔 節目の年齢(35歳、45歳及び59歳)の方には全期間の情報を封書で送付し、その他の年齢の方には直近の1年間の情報をハガキで送付。 〕

※ 国民年金法及び厚生年金法上、保険料の納付の時効は2年であり、毎年の記録の確認が重要。

送付実績

6,419万件(平成27年度)

事業の必要性

ねんきん定期便は、国民年金法等に法定された事業であり、毎年、保険料の納付実績、標準報酬月額や年金の見込額を確認いただくことで、年金制度に対する理解や、将来の生活設計に役立てていただくとともに、年金加入期間等を被保険者に直接確認いただくことにより年金記録の正確性を確保する観点からも必要な事業である。

事業の効率化の取組

日本年金機構においては、これまでもコスト削減に努めてきており、その結果、近年、本事業に係る予算額は減少傾向にあり、今後も引き続き、効率的な事業実施に努めていく。

- ・ 圧着ハガキの活用(節目年齢以外)
- ・ 郵便番号の区分持込・早期持込による割引の適用

予算額の推移

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
7,486百万円	6,393百万円	6,778百万円	6,283百万円

見直しの方向性

インターネットで年金記録をお知らせするサービス(ねんきんネット)の普及を進めており、ねんきんネットの利用者には、ねんきん定期便の郵送を希望するかどうかを確認している。今後、ねんきんネットの普及等を更に推進することによって、ねんきん定期便の事業の効率的な実施に努めていく。

※マイナポータルとの連携

マイナポータル利用者がねんきんネットにそのままアクセス可能とする方向で検討。

「ねんきん定期便」の法律根拠規定

○ 国民年金法 第14条の5

厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

○ 厚生年金保険法 第31条の2

実施機関は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、主務省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

※ スウェーデン、ドイツにおいても、毎年、年金記録に関する通知を行っている。

(参考) 経緯

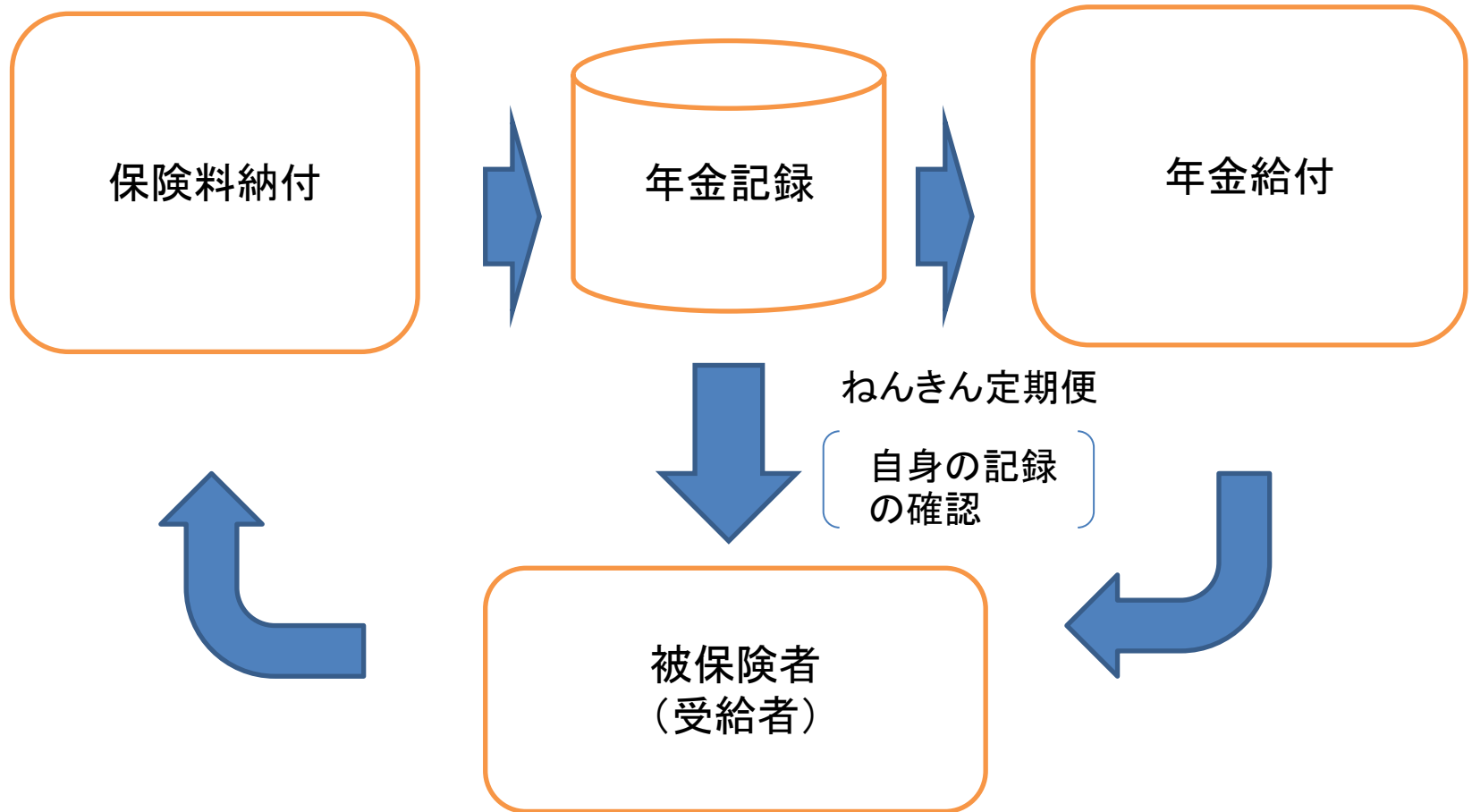
平成16年 6月 国民年金法等の一部を改正する法律の公布(ねんきん定期便に係る法整備)。

平成20年 4月 年金記録問題への対策として、受給者及び被保険者全員に対して
~10月 「ねんきん特別便(全員便)」を送付。

平成21年 4月~ 被保険者全員に対して「ねんきん定期便」の送付を開始。

平成23年 2月~ 「ねんきんネット」のサービスを開始。

年金記録の確認の意義



ねんきん定期便の様式例

ハガキ（50歳未満オモテ）



親展



大切なお知らせ

ねんきん定期便です

差出人



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。)

基礎年金番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (うち特定期間) (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月			
厚生年金保険 (b)				月	月 (月)	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

- ・「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

	加入実績に応じた年金額（年額）	保険料納付額（累計額）
(1) 国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料（第1号被保険者）
	円	円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料（被保険者負担額）
	円	円
	円	円
一般厚生年金被保険者期間	円	円
公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員）	円	円
私学共済厚生年金被保険者期間（私立学校の教職員）	円	円
(1) と (2) の合計	円	円

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ・これまでの加入実績（受給資格期間）のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。
- ・老齢厚生年金額（一般厚生年金）には、厚生年金基金から支給される額（代行部分）も含まれています。
- ・年金額が表示されていない場合は、年金加入記録に不備がある場合などですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。
- ・厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料）を除いて計算しています。

上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

(ハガキ50歳未満ウラ)

「最近の月別状況です」の見方

「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間 または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学特	学生納付特例が認められた期間
猶予	納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です)
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入して いなかった期間

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』



お問い合わせの際は、
基礎年金番号をお知らせください。

0570-058-555

※お客様が電話番号が050から始まる場合は

03-6700-1144

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「まれ」や「誤り」があると
と思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が
変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお
問い合わせいただき、ご自身の年金加入記録をご確認
ください。

年月 (平成)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険		
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)

・納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、
情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、**「未納」**と
表示されることがあります。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、
平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

日本年金機構ホームページのご案内

「ねんきん定期便」の見方、年金事務所の所在地などについては、
日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)
をご覧ください。

「ねんきんネット」のご案内

- 「ねんきんネット」では、24時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで、すべての期間の年金加入記録を確認できます。
 - 「年金を受け取る年齢を繰り上げた場合」、「働きながら年金を受け取る場合」など、さまざまな条件に応じた年金見込額を試算できます。
 - 「ねんきんネット」では、郵送による「ねんきん定期便」に代えて、電子版「ねんきん定期便」で年金加入記録などを確認できます。
 - 「ねんきんネット」のご利用の登録には、ご自身の基礎年金番号が必要です。
 - ご利用の登録後、「ねんきんネット」のご利用に必要な「ユーザID」を郵送でお知らせいたします（5日間程度かかります）。
- ぜひ、「ねんきんネット」をご利用ください。

詳しくは、



※このマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の年金加入
記録に関する情報を音声でご案内します。

ねんきん定期便



〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

様の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

基礎年金番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)				船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月			
厚生年金保険 (b)							
一般厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計				
月	月	月	月	月			

2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

(1) 国民年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	円
(2) 厚生年金保険	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	円
	一般厚生年金期間	円
	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円
	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円
(1) + (2) の合計		円

※このマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の
年金加入記録に関する情報を音声
でご案内します。



2015*****Z

このお知らせは、見方ガイドの4～5ページをご覧ください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金	国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料 (被保険者負担額)	円
	一般厚生年金期間	円
	(累計額)	円
	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円
	(累計額)	円
	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円
	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 [(1) + (2)]	(累計額)	円

【備考欄】

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

※お客様の電話番号が050で始まる場合は



0570-058-555 03-6700-1144 (一般電話)

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後7時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご利用にあたっての留意事項

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金となります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になるケースが発生しています。
- おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
- 月曜日などの休日明けやお手元へ通知書が届いた直後(5日間程度)は、電話がつながりにくくなります。
- 週の後半や月の後半はつながりやすくなります。
- オンライン端末の稼働時間によっては、ご照会の回答が翌日以降になる場合があります。

2015*****Z

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの6～9ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名稱等	④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	18
2	国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 5.10. 1	平成 7. 4. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7.10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1		120

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)	
納付済 月数	全額免除 月数	半額免除 月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数 計	付加保険料 納付済月数 (高加)	未納月数 (低加)	加入月数	加入期間
14	0	0	0	0	0	120	134	(0)	1	0	0
⑨厚生年金保険 (b)											
一部厚生年金(厚中)		公務員厚生年金(公均)		私学・私立厚生年金(私学)		厚生年金保険 計		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)		⑪免除資格期間	
加入月数 (高加)	加入期間 (高加)	加入月数 (低加)	加入期間 (低加)	加入月数 (低加)	加入期間 (低加)	加入月数 (高加)	加入期間 (高加)	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)	
120 (18)	120 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	120 (18)	120 (18)	254	3	257	

※納付期間内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、
「未納月数」に含まれている場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大層に相違しないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの10～11ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、A-3の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。														
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													

これまでの国民年金保険料の納付状況です。
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの12～13ページをご覧ください。)

年度	納付済月数等の内訳					月別納付状況													
	①納付	②免除	③学生 納付 特別等	④計	⑤未納	⑥合算 対象 期間等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

「ねんきんネット」で「ねんきん定期便」の郵送を不要とご登録いただいた方であっても、節目年齢（35歳、45歳、59歳）では「ねんきん定期便」をお送りしています。

お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」でご回答ください。（「もれ」や「誤り」がない場合は、ご回答いただく必要はありません。）

同封した書類

- ねんきん定期便
 - ・「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」…A-1ページ
 - ・「（参考）これまでの保険料納付額」……………A-2ページ
 - ・これまでの『年金加入履歴』です。……………A-3ページ
 - ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。…A-4厚ページ（厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています。）
 - ・これまでの国民年金保険料の納付状況です。……………A-4国ページ（国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。）
- 「ねんきん定期便」の見方ガイド
- 年金加入記録回答票、返信用封筒

「ねんきん定期便」には個人情報に記載されていますので、大切に保管してください。

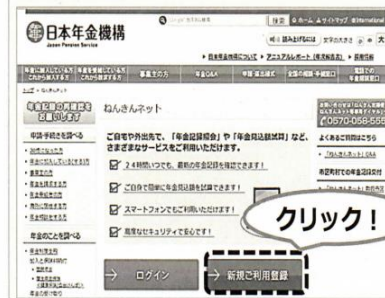
「ねんきんネット」のご案内

- 「ねんきんネット」では、24時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで、すべての期間の年金加入記録を確認できます。
 - 「年金を受け取る年齢を繰り上げた場合」、「働きながら年金を受け取る場合」など、さまざまな条件に応じた年金見込額を試算できます。
 - 「ねんきんネット」では、郵送による「ねんきん定期便」に代えて、電子版「ねんきん定期便」で年金加入記録などを確認できます。
 - 「ねんきんネット」のご利用の登録には、ご自身の基礎年金番号が必要です。
 - ご利用の登録後、「ねんきんネット」のご利用に必要な「ユーザID」を郵送でお知らせいたします（5日間程度かかります）。
- ぜひ、「ねんきんネット」をご利用ください。

【ご利用登録】

1. 登録画面へ！

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

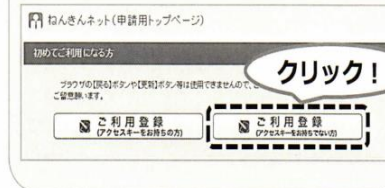


2. 必要事項を入力！

- 1 基礎年金番号
- 2 メールアドレス
- 3 お客様の情報（氏名、生年月日）
などを入力

3. ハガキをお送りします！

お申し込み後5日間程度で、ユーザIDをお知らせするハガキを郵送します。



ねんきん定期便の郵送について

1. 郵便料金について

「ねんきん定期便」の郵便料金については、日本郵政（株）の最も高い料金割引の適用を受けている。

(参考)

(平成28年3月現在)

	基本割引率 (10万通以上、郵便区番号毎に区分)	特別割引率			合計
		地域区分局に5万通以上差出	送達に7日程度余裕	バーコード付	
ハガキ	9%	1%	6%	5%	<u>21%</u>
封書 (定形外)	9%	3%	6%	定形外には 適用無	<u>18%</u>

※郵便料金の割引率については、本年6月に一部見直しが行われている。

2. 未送達等状況（平成27年度）

○未送達件数： 87万件（A）

○再送付件数： 64万件（B）

（（A）－（B）：23万件）

ねんきん定期便に関する相談件数等

1. ねんきん定期便に関する相談件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
約97万件	約61万件	約45万件	約35万件	約40万件	約38万件

※ねんきん定期便に関する専用ダイヤルにおける相談件数を集計したもの。

2. 年金加入記録回答票(年金記録訂正)の受付件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
約65万件	約25万件	約9万件	約5万件	約3万件	約3万件

※年金加入記録回答票は、平成22～23年度は被保険者全員に同封していたが、平成24年度の圧着ハガキ化に伴い、平成24年度以降は節目年齢の者のみ同封。

「ねんきんネット」について

概要 被保険者・受給者が、24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金記録等を確認できる。

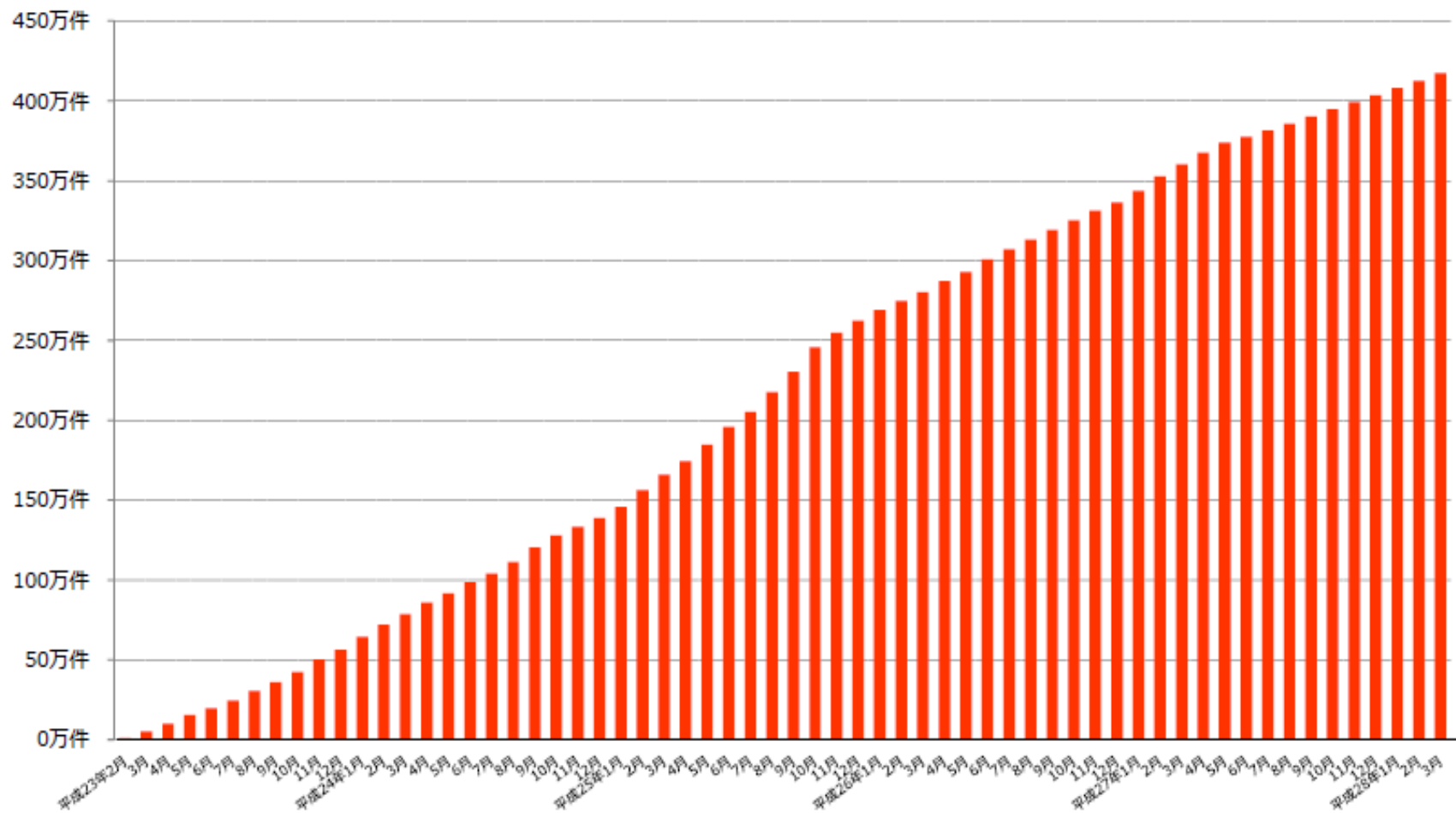
内容

- 年金記録の確認
 - ・年金記録(加入期間、保険料納付額等)
 - ・年金振込通知書やねんきん定期便の確認
 - ・各種届書の作成・印刷
- 将来の年金見込額の試算
(働きながら年金を受け取る場合など、様々な条件で試算)
- 年金記録の「もれ」や「誤り」がないかの確認
(持ち主不明記録の検索)

実績

- ・ID発行件数:約418万件(28年3月末現在)
- ・ねんきん定期便の郵送を希望しない件数:約31万件(28年3月末現在)

「ねんきんネット」ユーザID取得件数の推移



ねんきんネットの利用状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年金記録のログイン	391万件	912万件	939万件
年金見込額のログイン	115万件	185万件	209万件
(参考)ID取得件数	280万件	360万件	418万件

ねんきんネットに関する周知広報について

■ ねんきん定期便等を通じたねんきんネットへの加入の呼びかけ
(被保険者に対する直接のチャンネル)

■ 日本年金機構HPを通じた周知広報
(年金に関する各種情報を掲載したサイトを通じたチャンネル)

■ 年金事務所、街角ねんきん相談センター、市町村等での周知広報
(身近な相談窓口を通じたチャンネル)

■ 事業所に対する説明会等を通じた周知広報
(事業所を通じたチャンネル)

■ 年金委員を通じた周知広報
(地域的なチャンネル)

■ 年金月間(11月)、年金の日(11月30日)をとらえた周知広報
(キャンペーン、協賛団体の協力)

■ YouTube(インターネット動画)による周知広報
(ネットを通じたアプローチ)

周知広報を さらに推進、強化

☆各チャンネルに対するア
プローチを推進・強化

- ・被保険者
- ・HP(情報サイト)
- ・相談窓口
- ・事業主の協力
- ・地域的・草の根的活動
- ・キャンペーン

☆若年層を意識した広報
の展開

- ・国民年金加入時の
アプローチ
- ・年金アプリ創設に
向けた検討

いつでも、どこでも、 「ねんきんネット」

◆「ねんきんネット」のメリット◆

1 いつでも、最新の年金記録が確認できます！

24時間いつでも、
ご自宅のパソコンや
お手持のスマートフォンで
年金記録を確認できます。

年金記録の情報は
毎日更新しています

※年金記録などを管理している国のシステム（社会
保険オンラインシステム）に登録された情報が、
翌営業日に「ねんきんネット」で確認できます。

年次	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成20年度	32歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成21年度	33歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成22年度	34歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成23年度	35歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成24年度	36歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成25年度	37歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成26年度	38歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成27年度	39歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生

2 年金記録の「もれ」や「誤り」が発見できます！

年金制度に加入していない期間、国民年金保険料を納めていない期間、
報酬に大きな変動があった月など、お客様にご確認いただきたい情報を
カラーで分かりやすく表示しています。

『年金記録に「もれ」や「誤り」があるのでは?』とご心配のある方は、
お客様ご自身で「持ち主不明記録」などを検索できます。

3 将来の年金見込額を試算できます！

働きながら年金を受け取る場合など、
さまざまな条件に応じた年金見込額を
試算できます。

スマートフォンでも
試算できます

上記のほかにも、便利な機能がいろいろあります！

- ◆ 日本年金機構に提出する一部の届書をパソコンで作成・印刷できます。
- ◆ 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの各種通知書を確認・ダウンロードできます。

ご利用登録は とってもかんたん

まずは、 **ねんきんネット** **検索**



「ねんきんネット」の主な機能や、
ご利用登録（ユーザIDの取得方法）など、
動画で分かりやすく紹介しています。
こちらからご覧ください。

「ねんきんネット」のご利用登録は、
こちらのボタンから

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから



- ◆ ご利用登録には **基礎年金番号** が必要です。
（基礎年金番号は、年金手帳や年金証書などに
記載されている10ケタの番号です。）
- ◆ ご利用登録の日から概ね5日程度で、
「ねんきんネット」ユーザIDを記載した
ハガキをお送りします。

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

0570-058-555
※050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

【受付時間】
月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。